

Ⅱ 住まいに関する支援

住宅修繕資金融資あっせん制度

問合せ 住宅課 ☎ 03-5246-1217

区内にある自己用住宅またはマンション等共用部分の修繕・リフォームに必要な資金を取扱金融機関にあっせんし、利子の一部を区が負担します。工事着手前の申請が必要です。

※区が直接融資するものではありません。融資の可否は、取扱金融機関が審査の上決定しますので、融資を受けられないことがあります。

●対象者

- 1 区内に1年以上住所を有している
- 2 最終返済時の年齢が75歳未満 など

自己用住宅

●対象工事

耐震改修、外壁、屋根、バルコニー、屋上防水、内装、給配水管、設備修繕工事、アスベスト除去工事等

●融資あっせん金額

工事費の80%以内で、10万円以上500万円以内

マンション等共用部分

※管理組合ではなく、個人に対するあっせんです。

●対象工事

マンションの外壁、廊下、階段の塗装、屋上防水、手すり等の鉄部塗装、給配水管の取替え等

●融資あっせん金額

1戸あたりの工事負担額(管理組合等の修繕積立金を引いた額)の80%以内で、10万円以上100万円以内

不燃化特区における建替え等助成制度

問合せ 地域整備第三課 ☎ 03-5246-1365



不燃化特区(谷中2・3・5丁目)内で、地震発生時における大規模な市街地火災や都市機能の低下を防ぐとともに、住環境の整備及び機能の向上を図るため、建築物の除却工事費等の一部を助成します。

【老朽建築物除却助成】

●助成対象費 除却工事及び除却後の敷地の整地工事に要する経費の一部

●助成金額 助成対象費または除却単価(別に定める額)に延べ面積を乗じた額のいずれか低い額 上限150万円

【戸建建替え・共同建替え助成】 ※老朽建築物除却助成と併用可能

●助成対象費 ①建築設計費及び工事監理費の一部

②建築工事費の一部

●助成金額 ①助成対象費または補助対象床面積に応じた別に定める額のいずれか低い額 上限150万円

②1階から3階までの床面積の合計に応じた別に定める額

整備地域不燃化加速助成制度

【問合せ】 【浅草北部地域】 地域整備第二課 ☎ 03-5246-1366
【谷中地域】 地域整備第三課 ☎ 03-5246-1365



整備地域内で、地震発生時における大規模な市街地火災や都市機能の低下を防ぐとともに、住環境の整備及び機能の向上を図るため、建築物の除却工事費等の一部を助成します。

【老朽建築物除却助成】

- 助成対象費 除却工事及び除却後の敷地の整地工事に要する経費の一部
- 助成金額 助成対象費または除却単価(別に定める額)に延べ面積を乗じた額のいずれか低い額 上限120万円

【戸建建替え・共同建替え助成】 ※老朽建築物除却助成と併用可能

- 助成対象費 建築設計費及び工事監理費の一部
- 助成金額 助成対象費または補助対象床面積に応じた別に定める額のいずれか低い額 上限80万円

【共通事項】

- 対象区域 (浅草北部地域)
千束4丁目、日本堤1・2丁目、橋場2丁目、東浅草1・2丁目、竜泉3丁目
(谷中地域)
根岸2丁目の一部、上野桜木2丁目の一部、谷中1丁目の一部・谷中4丁目・6丁目の一部・7丁目

住まいの共同化と安心建替え支援制度

【問合せ】 共同化・三世代助成 住宅課 ☎ 03-5246-9028
安心助成 地域整備第三課 ☎ 03-5246-1365



市街地における住環境の整備及び機能の向上並びに災害に強いまちづくりの促進を図るため、建築物の建替え工事費等の一部を助成します。

【共同化助成】

- 助成対象費 権利の異なる複数の敷地で、複数の権利者が共同に建築する1棟の建設工事費の一部
- 助成金額 建築延床面積×基準工事単価×基本設計料率×80%、
そのほか建築主の人数による加算及び仮住居費の加算

【三世代助成】

- 助成対象費 高齢者に配慮した三世代住宅の建設工事費の一部
- 助成金額 120万円

【安心助成】

- 助成対象費 準防火地域内(不燃化特区を除く)の耐火・準耐火建築物の建設工事費の一部
- 助成金額 120万円または240万円(耐火性能の仕様により異なる)
※一定の条件を満たす場合は、耐震化推進加算として50万円

北部地区防災性向上の推進事業

問合せ 地域整備第二課 ☎ 03-5246-1366



浅草北部地区で、地震発生時における大規模な市街地火災による被害を防ぐとともに、住環境の整備及び機能の向上を図るため、建築物の建替え工事費の一部を助成し、地区のさらなる防災性の向上を推進します。

【不燃化建替え助成】

- 助成対象費 木造建築物を耐火建築物等または準耐火建築物等へ建替える際の工事費
- 助成金額 240万円
- 対象区域 東浅草2丁目、橋場2丁目、日本堤1・2丁目

安全で安心して住める建築物等への助成

問合せ 建築課 ☎ 03-5246-1335

1.耐震診断・補強設計・耐震改修工事助成

昭和56年5月31日以前(旧耐震基準)に建てられた建築物及び昭和56年6月1日から平成12年5月31日まで(新耐震基準 ※1)に建てられた木造住宅に対する耐震診断等の費用の一部を助成します。

【耐震診断助成】

区内の建築物や煙突等の工作物について、所有者または使用者が地震・台風等の自然災害に備えて自己の責任において安全を確認し、災害を未然に防止する目的で実施する耐震診断に対し助成します。(要事前申請)

- 助成金額
 - ①木造の住宅 診断費用の10/10、上限20万円 ※2
 - ②木造以外の住宅 診断費用の1/2、 上限50万円
 - ③住宅以外の建築物、煙突等の工作物 診断費用の8/10、 上限20万円 ※2

【補強設計助成(木造住宅のみ)】

区の助成を受けて耐震診断を実施した木造住宅(旧耐震基準・新耐震基準)について、改修工事設計案と改修工事費の概算見積書の作成に対し助成します。(要事前申請)

- 助成金額
補強設計にかかった費用の1/2、上限10万円 ※2

【耐震改修工事助成】

区の助成を受けて補強設計を実施した住宅の耐震改修工事に対し助成します。(要事前申請)

- 助成金額
 - ①旧耐震基準
 - 重点地域内の住宅 耐震改修工事費用の2/3、上限200万円
 - 重点地域外の住宅 耐震改修工事費用の1/2、上限150万円
 - ②新耐震基準
 - 区内の木造住宅 耐震改修工事費用の1/2、上限100万円

※1 令和6年度からの助成対象

※2 令和6年度からの助成金額

2.ブロック塀等の改善工事助成

ブロック塀等の撤去・改善のため、工事費用の一部を助成します。(要事前申請)

●対象工事

区内にある道路に面した高さ1.2mを超えるブロック塀等で、安全性に支障があるものを撤去・改善する工事

●助成金額 工事費の1/2、上限15万円

※区から通学路沿道ブロック塀等適合性調査結果通知書を受けた塀等は助成内容が異なる可能性があるため、別途お問い合わせください。

3.がけ・擁壁の改修工事助成

安全で安心して住めるまちづくりのため、がけ・擁壁の改修工事費用の一部を助成します。(要事前申請)

●対象工事

「がけ・擁壁個別実態調査」の対象となった、がけ・擁壁を撤去・改善する工事

●助成金額 工事費の3/10、上限100万円

4.外壁等落下防止の改善工事助成

台風や地震など災害時に、建物の落下物等から歩行者を守るため、防止対策に要した費用の一部を助成します。(要事前申請)

●対象工事

区内にある建築物のうち、道路に面した3階以上の外壁等(外装材、窓ガラス、屋根ふき材、広告塔、水槽、煙突等)の部分で、落下の恐れがあるものを撤去・改善する工事

●助成金額 工事費の5/100、上限50万円

老朽建築物等の除却工事費用助成制度

問合せ 建築課 ☎ 03-5246-1335

耐震診断の結果により倒壊の危険性が高いと判断された建築物等を除却する場合、除却工事費用の一部を助成します。(要事前申請)

●対象建築物

昭和56年5月31日以前(旧耐震基準)に建てられた建築物(不動産販売または不動産貸付、貸駐車場を業とする者が当該業のため除却する工事は除く)で、耐震診断の結果、木造の場合は 評点0.7未満、非木造の場合はIs値0.3未満であること。

●助成金額

除却工事費の1/3、上限50万円

緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化助成制度

問合せ 建築課 ☎ 03-5246-1335

災害直後の避難や救助活動、緊急物資の輸送等に重要な役割を担う緊急輸送道路沿道の建築物や、多数の者が利用する建築物で一定の要件を満たす建築物について耐震診断、補強設計及び耐震改修工事等の費用の一部を助成します。(要事前申請)

狭あい道路拡幅整備事業

問合せ 建築課 ☎ 03-5246-1337

敷地に接する道路の幅員が4m未満の場合、建築確認申請の30日前までに狭あい道路の事前協議が必要となります。区では、後退した用地の整備や助成制度を設け、狭あい道路の拡幅整備に取り組んでいます。

アスベスト対策費助成制度

問合せ 建築課 ☎ 03-5246-1340

吹付け石綿等が露出している戸建住宅・共同住宅で、アスベスト調査及びアスベスト対策工事を行う場合に、その費用の一部を助成します。

住宅金融支援機構の融資

問合せ 独立行政法人 住宅金融支援機構
【フラット35・リフォーム融資】 ☎ 0120-0860-35
【マンション共用部分リフォーム融資】 ☎ 03-5800-9366

●フラット35

民間金融機関と住宅金融支援機構が提携し、申込者または親族が居住するための新築住宅の建設・購入資金または中古住宅の購入に対し、最長35年の長期固定金利住宅ローンを提供します。詳しくは、住宅金融支援機構のホームページをご覧ください。

ホームページ <https://www.flat35.com/>

●リフォーム融資

高齢者向け返済特例制度を利用する方

・部分的バリアフリー工事、ヒートショック対策工事、または耐震改修工事

高齢者向け返済特例制度を利用しない方

・耐震改修工事

●マンション共用部分リフォーム融資

マンション管理組合（法人格の有無は問いません）がマンション共用部分のリフォーム工事（大規模修繕等）を行う場合

詳しくは右記二次元コードからホームページをご確認ください。



※上記以外にも、融資制度がありますので、詳しくは、ホームページ等をご覧ください。